

令和4年(ワ)第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原 告 デニズ・[]ほか1名

被 告 国

準備書面(5)

令和5年6月16日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

被告指定代理人

本 村 行 広
鳴 原 敏
小 林 寛
久 保 田 貴 雄
安 藤 宏 弥
中 富 晶 子
横 溝 幸 宏
笠 原 和 美
石 川 豊
松 瀬 和 樹

橋 本 隆 弘
上 原 圭 裕
長 谷 川 博 紀
武 居 未 記
久 保 田 裕 世
秋 山 利 彦
廣 川 一 巳
筒 井 詩 織
上 田 博 亮
迎 藤 雄 二
後 地 賢 治
蒲 田 康 成
藤 小 卷 智 行
宮 崎 喜 仁
小 喜 昭

本文中で使用する主な略語は、特に記載のない限り、以下のとおりである。

原告デニズ	原告デニズ・[]
原告サファリ	原告サファリ・ディマン・ヘイダー
入管法	出入国管理及び難民認定法(なお、特に断りのない限り、平成30年法律第102号による改正の前後を問わず「入管法」というが、同改正後のものを特に指す場合は「改正後入管法」という。)
東京入管	東京入国管理局又は改正後入管法における東京出入国在留管理局
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約
自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会
一般的意見	自由権規約第40条4に基づき自由権規約委員会が作成した一般的な性格を有する意見
本件各収容	退去強制令書に基づく原告デニズ及び原告サファリの収容
国賠法	国家賠償法
原告第2準備書面	原告らの2022年12月20日付け原告第2準備書面
被告準備書面(4)	被告の令和5年2月20日付け準備書面(4)

被告は、本準備書面において、自由権規約第9条5に基づく請求に関する原告らの主張について補足的に反論する。

第1 原告らの主張

原告らは、①自由権規約の規定の明確性、②同規約第2条3（a）及び第9条5に規定される文言、③本件に関する恣意的拘禁作業部会の意見を根拠として、本件において、同規約第9条5に基づく請求が認められるべきである旨主張する（訴状45ページ）。

第2 被告の反論

1 自由権規約第9条5に基づく請求が可能であるとする原告らの主張には理由がないこと

(1) しかしながら、自由権規約第2条2は、この規約の各締約国はこの規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置等をとるため必要な行動をとることを約束する旨を規定し、その上で、原告らが指摘する第2条3（a）や第9条において、権利又は自由を侵害された者が効果的な救済措置を受けることを確保すること、違法に逮捕又は抑留された者が裁判所において釈放を命ずることができる手続をとる権利を有するとともに賠償を受ける権利を有することなどが規定されている。そうすると、同規約は、少なくとも第一次的には、同規約において認められている権利を実現するための立法措置等をとることを各締約国に求めているものであり、同規約の個別の規定に基づく具体的な請求権を個々人に付与したものではないというべきである。

(2) これを我が国においてみると、原告らが指摘する自由権規約第2条3（a）は、同規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で

行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保することと規定し、同規約第9条5は、違法に逮捕され又は抑留された者は賠償を受ける権利を有する旨規定しているが、その具体的な内容（損害賠償請求権が発生するための要件及び効果を含む。）や賠償の実施手続を含めた締約国における国内実施の具体的な在り方については規定していない。そのため、同規約第9条5は、違法な逮捕又は抑留を理由とする損害賠償請求権に係る国内実施の具体的な在り方については各締約国に委ねていると解され、同規約第9条5に基づく適切な枠組みが締約国の国内で十分に整備されていれば、同規約第9条5に基づく締約国の義務が果たされると考えられる。

このように、同規約第9条5は、その趣旨を当該締約国の国内法に照らしてどのように実現させるべきかについての国内実施の在り方を当該締約国に委ねていると解されるところ、我が国においていえば、唯一の立法機関たる国会の立法政策に委ねているといえる。

そして、我が国では、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときに、被害者が国又は公共団体に損害賠償を請求できる枠組みを定める国内法として国賠法が存在し、同法により、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負う旨規定されている。

このように、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員の職務上の違法行為によって損害を被った被害者は、国又は公共団体に対して、裁判上、裁判外を問わず、損害賠償を請求できる枠組みが国内法上整備されており、実際に、国内法としての法律の規定に基づいて適法な権限を付与された機関である裁判所は、これまで、国賠法等の適用によって、これらの事案を解決し、必要な権利の救済を実現してきたものである。

このことは、同規約第40条に基づく第一回目の日本政府報告書において、同規約第9条5の権利については「憲法第17条、第40条のほか、国家賠償法、刑事補償法及び被疑者補償規定により保障されている。」と述べられ（乙A8・17ページ）、同報告書が自由権規約委員会で検討された際に、日本政府が、「政府による条約違反を理由として、個人が政府に対して訴訟を起こした場合には、裁判所は、通常、その個人の主張に関連する国内法を見つけ、その法律に基づいて判決を下す」と述べているとおりである（乙A9の1・3ページ、乙A9の2）。

(3) したがって、我が国においては、自由権規約第9条5で規定される「違法に逮捕され又は抑留された者」が有する「賠償を受ける権利」は、国内法（国賠法）によって確保されていることから、同規約第9条5に基づく請求が可能であるとする原告らの主張には理由がない。

(4) これに対し、原告らは、前記第1の①ないし③を根拠として、本件において、自由権規約第9条5に基づく請求が認められる旨主張するが、以下のとおり、理由がない。

ア まず、原告らの主張の根拠①についていうと、自由権規約第9条5は、単に違法に逮捕され又は抑留された者は賠償を受ける権利を有すると規定するのみで、この規定自体、いかなる要件をもって損害賠償請求権の発生を認めるものか判然とせず、原告らが「明確性」があると主張する根拠が不明である。

イ 原告らの主張の根拠②については、自由権規約の文言からは、むしろ前記(1)ないし(3)のとおり解すべきであって、原告らの主張を根拠づけるものではない。

また、自由権規約第9条5のコメントリー（乙A10の1・277ページ、乙A10の2）には、起草過程において、同条項に規定される権利は、

同規約第2条3（a）における被害者に対する効果的な救済措置を確保する締約国の義務を補完するものである旨記載されている上、かかる救済措置の詳細な実施方法は締約国に委ねられている旨記載されている。すなわち、同規約第9条5は、同規約第2条3（a）と同じ法的性質を有する条項であり、飽くまでも具体的な実施方法は国家に委ねられていると解される（そして、前記のとおり、我が国は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合は、被害者が国又は公共団体に損害賠償を請求できる枠組みを国賠法によって定めている。）のであって、この点からも、原告らの主張には理由がない。

ウ さらに、原告らの主張の根拠③についていえば、そもそも国連人権理事会の下の特別手続である恣意的拘禁作業部会の見解は法的拘束力を有しない上、原告らが訴状（45ページ）において引用する部分をみても、国内法に基づく損害賠償請求権とは別に、原告らの主張する自由権規約第2条3（a）や第9条5に基づき賠償を請求できることの根拠を述べているものとは解されず、原告らの主張には理由がない。

エ なお、原告が、自由権規約の解釈に当たり「十分に尊重され、重視されるべきである」（原告第2準備書面10ページ）と主張している自由権規約委員会の一般的意見（2004年に採択された一般的意見31・乙A11の1・5及び6ページ、乙A11の2）においても、第2条に関し「第2条2は、自由権規約の権利が、国内秩序において実効的なものとなるよう、必要な措置をとる義務を締約国に課している。したがって、規約上の権利が、国内法や国内の慣行によって既に保護されている場合を除き、締約国は、批准に際して、国内法や国内の慣行が同規約と合致することを確保するための必要な変更を行わなければならない。（中略）第2条は、

締約国が、国内の憲法構造に従ってかかる変更を加えることを認めており、したがって、同規約を国内法に組み込む場合、規約が国内裁判所で直接適用されることを必要としない。」と記載されているところである。

オ したがって、自由権規約第9条5に基づく請求が可能であるとする原告らの主張は理由がない。

2 本件において自由権規約第9条5における違法はなく、同規約第9条5に基づく損害賠償請求は認められないこと

(1) 自由権規約第9条1は、何人も法律で定める理由及び手続によらない限りその自由を奪われないことを規定し、同条2及び同条3は、国内において確保すべき逮捕又は抑留の手続について規定している。そして、同条4が「逮捕又は抑留された者は、その抑留が合法的に行われなかつた場合には、裁判所において釈放を命ずることができるように手続をとる権利等を有する」とし、それを受けた同条5が「違法に逮捕され又は抑留された者は賠償を受ける権利を有する」と規定しているところ、前記のとおり、同条5が同規約第2条3(a)の締約国の義務を補完するものであつて、かかる救済措置の具体的な実施方法は締約国に委ねられているものと解されるとからすれば、同規約第9条5が規定する「違法」とは、同条1から4を立法化した国内法に対する違反を指すと解される。

そして、本件各収容は、我が国の法律である入管法に基づく収容であつて、国内法に違反した措置ではないから、同規約第9条5の「違法」はない。

(2) この点をおくとしても、前記1のとおり、自由権規約第9条5は、同規約第2条3(a)の締約国の義務を補完するものであつて、かかる救済措置の具体的な実施方法は締約国に委ねられているものと解されるところ、国賠法という国内法が存在する我が国において、同規約第9条5が同法に基づく救済以上のものを義務付ける趣旨であるとは解されず、同規約第9条5に基づ

く損害賠償請求が認められるための要件として、少なくとも国賠法上の違法と同程度の違法であることが必要であると解すべきである。

そして、東京入管主任審査官の本件各収容に係る決定が国賠法1条1項の適用上違法と評価されるものではないことは、答弁書第5の3ないし5（50ないし65ページ）及び被告準備書面(4)第2（6ないし12ページ）等で述べたとおりである。

したがって、いずれにしても、本件において同規約第9条5に基づく請求は認められない。

③ 小括

以上のとおり、自由権規約第9条5に基づく請求が認められるとする原告らの主張には理由がない。

第3 結語

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上